

静岡県総合社会福祉会館の設置及び管理に関する条例（昭和58年静岡県条例第7号）第13条の規定により次のとおり指定管理者を指定したので、同条例第14条の規定により公示する。

令和6年1月4日

静岡県知事 川勝平太

施設の名 称	指 定 管 理 者		指 定 の 期 間
	所 在 地	名 称	
静岡県総合社会福祉会館	静岡市葵区駿府町 1番70号	静岡県社会福祉協議会・ 静岡ビル保善グループ 代表団体 社会福祉法人静岡県社会 福祉協議会 会長 神原 啓文	令和6年4月1日から 令和11年3月31日まで